

# 一般競争入札に関する公告

令和 8 年 1 月 30 日 (金)

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部  
福岡県済生会八幡総合病院  
院長 古森 公浩

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 入札対象業務

医療用ガス設備保守点検業務委託

※詳細は別添「仕様書」のとおり。

### (2) 業務場所

社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部 福岡県済生会八幡総合病院

### (3) 委託期間

令和 8 年 3 月～令和 13 年 2 月 (5 年間)

### (4) 入札方法

一般競争入札 (最低落札方式)

## 2. 入札参加者資格について

入札に参加できるのは、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域の競争入札参加資格を有すること。

(2) 福岡県内に本社・支社又は事業所を有すること。

(3) 過去 3 年（令和 5 年 1 月～令和 7 年 12 月）の間に、同種契約に係る履行実績があること。

(4) 直近 3 年以内に他の医療機関において指名停止等の処分を受けていないこと。

(5) 次に掲げる競争入札に参加することができない者のいずれにも該当しないこと。

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 次の各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者

ア 契約の履行にあたり、故意に業務の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

- エ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - オ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - キ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 次の各号のいずれかに該当する者
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者
  - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ④ 上記①、②、③のいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者

### 3. 入札手続き等

#### （1）入札担当部署

- ①所在地 : 〒807-0831 福岡県北九州市八幡西区大字則松 275 番地
  - ②施設名 : 社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財團</sub>済生会支部福岡県済生会八幡総合病院
  - ③担当部署 : 管財課 日高・坂井
- TEL : 093-330-5211 FAX : 093-330-5212  
E-mail : hidaka@yahata.saiseikai.or.jp

#### （2）入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

- ①期間 : 令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 9 日（月）の 9 時から 17 時まで  
(土曜日、日曜日を除く)

- ②場所 : 3（1）の入札担当部署に同じ。

※交付希望者は予め上記 3（1）の入札担当部署に連絡の上、来院のこと。

#### （3）入札説明 : 隨時 3（1）の入札担当部署にて行う。

#### （4）一般競争入札参加資格申請書の提出期間

①期間　： 令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）の9時から17時まで  
(土曜日、日曜日を除く)

②場所　： 3（1）の入札担当部署に同じ。

（5）入札参加資格審査の結果

申請者に入札参加資格の有無を令和8年2月12日（木）までに電子メールにて通知。

（6）入札の日時及び場所

①日時　： 令和8年2月16日（月） 11時

②場所　： 済生会八幡総合病院 3階会議室

③方法　： 詳細は一般競争入札説明書による。

入札書は持参に限る。（郵送、電子メールによる提出は認めない。）

※入札書に記入する金額は、消費税等を含まない金額とする。

※入札に参加できる者は、申請者又は委任状に記された代理人に限る。

#### 4. その他

（1）入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（2）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者がないときは、直ちに再度、入札を行う。再度の入札は、2回を限度とする。

再度の入札の結果、落札者がない場合は、最低価格入札者との随意契約に移行する。

（3）契約書作成の要否・・・要

## 医療用ガス設備保守点検業務委託仕様書

### 1. 業務目的

社会福祉法人 恩賜財團済生会支部 福岡県済生会八幡総合病院 医療用ガス設備保守点検業務について、受託者は、所定の医療用ガス設備の定期保守点検を主たる業務とし、病院で使用する医療用ガス設備について、専門的見地から点検並びに測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、また下記仕様に基づき保守作業を誠実に実施するものとする。

### 2. 業務委託名称

医療用ガス設備保守点検業務

### 3. 業務履行場所

福岡県北九州市八幡西区大字則松275番地

社会福祉法人 恩賜財團済生会支部 福岡県済生会八幡総合病院内

### 4. 業務期間

(自) 令和8年3月1日

(至) 令和13年2月28日

### 5. 病院概要

#### ①診療科目

内科、小児科、外科、消化器内科、消化器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、循環器内科、腎臓内科、腎臓外科、臓器移植外科、病理診断科、リハビリテーション科、神経内科、心療内科、糖尿病内科、リウマチ膠原病内科、老年内科、歯科、救急科、呼吸器内科、呼吸器外科、血管外科、乳腺外科、肝臓内科、総合診療科

#### ②許可病床数

355床

## 6. 業務内容

### 医療用ガス設備の保守点検業務

#### ①業務概要

医療用ガス設備の保守点検業務は、医療の用に供するガスの供給設備の保守点検を行うものであること（高圧ガス保安法（昭和26年法律 第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く）。

- A) 医療用ガス設備は、使用にあたって安定した状態で目的とする医療用ガスを間違いなく安全に患者に供給できるように、常に高度の安全性が要求されていることを念頭に置いて実施しなければならない。
- B) 本業務を実施する際には、厚生労働省医政局長通知（令和2年8月17日医政発0817 第6号）に基づき、当院に設置された医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という）との連絡を緊密に保ち、医療ガス設備の安全を維持するよう努めなくてはならない。
- C) 本業務実施時に異常を発見した場合には、直ちに委員会に対し事実関係を口頭で報告し、後日改めて文書で報告しなければならない。
- D) 当院から緊急的異常の通報があった場合には、1時間以内に現場に到着し、直ちに適切な処置・対応が取れるようにしなければならない。その場合の費用は、協議の上決定する。  
なお、当院と同市内にある営業所が対応にあたることとする。
- E) 受託者は、本業務の実施において必要な病棟配置図、各種配管状況、配電図等の最新の建築図を契約期間中備えておかねばならない。
- F) 保守点検は以下の要領に従って行わなければならない。
  - (ア) 1年間の間に3ヶ月点検を4回行う。  
4回の点検のうち1ヶ年点検1回と6ヶ月点検2回を含む。
  - (イ) 保守点検の実施にあたって、委員会と協議し、日程と実施内容の周知徹底を図ること。
  - (ウ) 点検のため、送気配管（パイプライン）の一部を閉塞する時や、電源の通電/遮断を行う場合は、当該供給を停止する系統の全てのアウトレット等に「使用禁止」等の注意表示を行う。
  - (エ) その他、病院現場責任者が必要と判断した場合は、その指示により措置を講ずる。

②点検業務 各装置及び各器具の点検内容は以下のとおりとする。

A) 医療ガス供給源装置

- (ア)運転状況や切替動作の確認
- (イ)据付状況や緩みの確認
- (ウ)外観状態の確認
- (エ)各指示値の確認
- (オ)ガス漏れの確認
- (カ)設定圧力、供給圧力の確認
- (キ)流量の調整、吸水量の調整、潤滑油の補充
- (ク)バルブ開閉状態の確認
- (ケ)電装品の劣化、電圧・電流値の確認
- (コ)警報作動及び情報・警報信号データ伝送確認
- (サ)その他劣化状況の確認
- (シ)装置及び部屋の清掃
- (ス)圧力、指示値等の記録

B) 区域遮断弁（シャットオフバルブ）

- (ア)取付状態や緩みの確認
- (イ)外観状態の確認
- (ウ)ガス名表示状態の確認
- (エ)ガス漏れの確認
- (オ)装置及び部屋の清掃

C) 配管端末器（アウトレット）等

- (ア)取付状態や緩みの確認
- (イ)外観状態の確認
- (ウ)ガス名表示状態の確認
- (エ)圧力計（真空計）、流量計による各ガスの供給圧力及び流量確認
- (オ)酸素濃度計による酸素・空気・炭酸ガスのガス同定確認
  - (区域遮断弁の管理区域の任意の 1 箇所)
  - (カ)露点計による空気の露点温度確認（空気アウトレットの任意の 3 箇所）
  - (キ)ガス漏れの確認
  - (ク)器具（アダプター）の脱着状態の確認
  - (ケ)その他劣化状況の確認
  - (コ)圧力、指示値等の記録

#### D) 監視・警報設備

- (ア)取付状態や緩みの確認
- (イ)外観状態の確認
- (ウ)ガス名表示状態の確認
- (エ)圧力センサー ゼロ点の確認
- (オ)圧力表示値の確認
- (カ)信号の伝送状態の確認
- (キ)ブザー、ランプの作動確認
- (ク)電装品の劣化、電圧の確認
- (ケ)ガス漏れの確認
- (コ)その他劣化状況の確認
- (サ)圧力、表示値等の確認

### 7. 業務管理体制

#### ①業務日及び業務時間

業務の履行に先立ち、必要事項を記載した実施工程表を作成し病院現場責任者の承認を受けるものとし、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、病院現場責任者と協議し、業務に支障が無いように適切な措置を講ずる。土・日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び病院の定める休日は原則として作業を実施しない。

(手術室等、平日に点検業務を行うことが困難な場合はこの限りではない)。

#### ②受託責任者について

##### A) 受託責任者の配置

病院における医療用ガス設備保守点検業務を 3年以上経験した者が、受託責任者として業務を請け負う事業所に必ず配置されていなければならない。  
なお、受託責任者は財団法人医療関連サービス振興会が指定する講習会修了者である受託責任者の資格を有する者とする。

##### B) 受託責任者の要件

受託責任者は次の要件を満たす者でなければならない。

- (ア)高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定による販売主任者又は製造保安責任者の資格を有する者。
- (イ)財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者講習会（医療ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）（※旧：医療ガス保安管理技術者講習会）を修了した者。

(ただし 5年以内（認定日起点）の講習会であること)

C) 受託責任者の業務

- (ア) 定期的に業務の点検・見直しを行う。
- (イ) 業務を円滑に実施するため、病院現場責任者と連絡調整し、常に連携を保つように努める。
- (ウ) 業務従事者を管理する立場として、適切な教育、指導及び業務効率の向上に努める。
- (エ) 受託責任者は業務従事者を変更しようとする時、安全・衛生面及び技術面の教育を行う。
- (オ) 受託責任者は業務従事者に業務上適した服装を着用させ、会社名・氏名を記入した名札を付けさせる。

D) 受託者（受託責任者）の責務

- (ア) 受託責任者は業務従事者に業務を通じて知り得た患者並びに当院関係者の秘密・プライバシーは他言せぬように留意させる。
- (イ) 受託責任者は本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項に関して十分に業務従事者に周知し、業務を円滑に進めるよう指導する。
- (ウ) 受託者は業務従事者の当院内での行為について全ての責任を負う者とする。
- (エ) 受託責任者は業務従事者を変更する場合、業務に支障を来さないよう引継ぎに万全を期す。
- (オ) 受託責任者は業務従事者の服務規程の順守を徹底し、規律の維持に責任を負う。
- (カ) 受託責任者及び業務従事者は院内秩序の保持に努める。
- (キ) 受託者は、各作業区域の清潔度に応じた衛生管理を徹底して行う。特に、作業中、手指の消毒を徹底する。
- (ク) 受託者は、業務従事者に対する健康教育の実施によって、業務従事者の日常的な健康の自己管理を行わせなければならず、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、その記録を作成し保管すること。また、感染症の疑いのある物を点検業務に従事させないように留意すること。
- (ケ) 受託者は契約満了又は解除に伴い、他業者へ業務を引き継ぐ場合、当院の運営に支障が出ないよう十分な誠意をもって引継ぎを行う。

## 8. 主な設備概要

	装置名	数量		点検実施月
(1)	液化酸素設備 (CEセンサー含む)			12月、3月、6月、9月
①	貯槽本体	1 基		12月、3月、6月、9月
②	蒸発器	1 台		12月、3月、6月、9月
③	操作盤	1 式		12月、3月、6月、9月
④	CEセンサー	1 式		12月、3月、6月、9月
(2)	予備酸素マニホールド 20 本	1 台		12月、3月、6月、9月
(3)	笑気マニホールド 2 本	1 台		12月、3月、6月、9月
(4)	圧縮空気供給装置			
①	コンプレッサー	3 台		12月、3月、6月、9月
②	アフタークーラー	3 台		12月、3月、6月、9月
③	空気タンク	1 基		12月、3月、6月、9月
④	エアユニット	1 台		12月、3月、6月、9月
⑤	制御盤	1 面		12月、3月、6月、9月
(5)	吸引装置			
①	吸引ポンプ	3 台		12月、3月、6月、9月
②	吸引タンク	2 基		12月、3月、6月、9月
③	吸引フィルター	2 台		12月、3月、6月、9月
④	制御盤	1 面		12月、3月、6月、9月
(6)	窒素マニホールド 8 本	1 台		12月、3月、6月、9月
(7)	炭酸マニホールド 2 本	1 台		12月、3月、6月、9月
(8)	非治療用空気減圧装置	1 台		12月、3月、6月、9月
(9)	アウトレット			
①	酸素	481 個		12月、3月、6月、9月
②	笑気	4 個		12月、3月、6月、9月
③	空気	100 個		12月、3月、6月、9月
④	吸引	484 個		12月、3月、6月、9月
⑤	窒素	14 個		12月、3月、6月、9月
⑥	炭酸	19 個		12月、3月、6月、9月
⑦	余剰ガス	14 個		12月、3月、6月、9月
(10)	シャットオフバルブ	42 個		12月、3月、6月、9月
(11)	警報システム	4 面		12月、3月、6月、9月

9. 費用の負担区分 委託業務の遂行に関する負担は以下のとおりとする。

①委託者（病院）が負担する範囲

- A) 業務に必要な電気、ガス、水道等の光熱費
- B) 保守点検結果から提案される設備等の修繕費  
(ただし受託者の過失による故障等を除く)
- C) 業務の遂行により排出される廃棄物の処理費用

②受託者が負担する範囲

- A) 受託者の定期業務報告に必要となる報告書作成等の諸費用
- B) ウエス、潤滑油、養生シートその他これらに類するものにかかる費用
- C) 労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む）

10. 必要な資格等の証明書等

保守点検業務実施に係る必要な資格を証するものとして、以下の資格等の証明書  
(写) を提出すること。

①従事者の資格

- A) 公益財団法人医療機器センターの医療ガス安全管理者講習会（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）（※旧：医療ガス保安管理技術者講習会）の修了証（ただし 5 年以内の講習会であること）

②受託責任者の資格

- A) 公益財団法人医療機器センターの医療ガス安全管理者講習会（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）（※旧：医療ガス保安管理技術者講習会）の修了証（ただし 5 年以内の講習会であること）
- B) 高圧ガス保安法の規定による販売主任者又は製造保安責任者の免状

③法人の資格

医療関連サービスマーク（医療用ガス供給設備の保守点検業務）認定証  
(会社名及び代表者名付)

11. 作業記録及び作業報告書の作成・保存

①受託者は、保守点検の都度、作業記録票を作成し、2年間保存すること。

②受託者は、保守点検の都度、作業報告書を作成し、提出すること。

また、病院現場責任者の確認印が押印された写しを2年間保管すること。以上